

日本核酸化学会会員規程

- ・ 本会の会員は正会員、学生会員、賛助会員、特別賛助会員とする
 1. 正会員は、広い意味での核酸に関する研究に従事、またはこれに関心をもつ個人であって、本会の目的に賛同し、定められた入会届を提出し年会費を納めた者を言う。
 2. 学生会員は、核酸に関する研究に従事、またはこれに関心を持つ大学および大学院に学生、研究生、あるいは院生として籍を有する個人で、本会の目的に賛同し、定められた入会届を提出し、学生会員年会費を納めた者を言う。学生としての籍を失った時をもって、正会員としての年会費を納め、正会員への移行手続きを行うものとする。
 3. 賛助会員は本会の目的に賛同し、定められた賛助会費1口以上を納める個人または団体を言う。賛助会員のうち賛助会費10口以上を納めた個人または団体に、特別賛助会員の称号を付与するものとする。

日本核酸化学会会費

- ・ 本会の会員は正会員、学生会員、賛助会員、特別賛助会員とする
 1. 正会員は年会費 5000 円、学生会員は年会費 1000 円を納めるものとする。
 2. 賛助会員は年額1口以上の賛助会費(1口 50,000 円)の会費を納めるものとする。
 3. 特別賛助会員は、年額10口以上の会費を納めるものとする。
 4. なお同じ大学組織に属している正会員から直接指導を受けている学生は、その正会員からの推薦を受け、学会長が承認すれば年会費は免除される。正会員は、広い意味での核酸に関する研究に従事、またはこれに関心をもつ個人であって、本会の目的に賛同し、定められた入会届を提出し年会費を納めた者を言う。